

「日医標準レセプトソフト」

新型コロナウイルス感染症に係る
P C R 検査の保険適用対応

2020 年 3 月 31 日

日本医師会 O R C A 管理機構

目 次

1	制度の概要について	1
2	プログラム更新について	3
3	マスタ更新について	3
	(1) 点数マスタ	3
	(2) 病名マスタ	4
	(3) 保険番号マスタ	4
4	患者登録について	5
5	診療行為入力について	6
6	請求書、診療費明細書について	11
7	レセプトについて	13
8	PCR自己負担分請求について	14

本文書は「新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査の保険適用について」の対応についてまとめたものです。

1 制度の概要について

(1) 診療報酬点数表

D023 微生物核酸同定・定量検査

(19) SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう。以下同じ。）核酸検出は、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19（新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「12」SARS-CoV-2 核酸検出の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数 3 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 18 日健感発 0218 第 3 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査つき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2) 具体的な事務の概要（健感発 0304 第 5 号令和 2 年 3 月 4 日より）

① 事務の流れ

○ 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、3 月 6 日以降行った診療分から適用する。

(別添「感染症法第 15 条に基づく調査に関する事務契約書(案)」参照

- 感染症指定医療機関等が PCR 検査を実施。感染症指定医療機関等は、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR 検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)
- ~~○ 感染症指定医療機関等は上記で受診者に支給した金額を毎月、都道府県等へ請求する。その際、費用の積算などの必要な資料をあわせて提出する。~~
- ~~○ 都道府県等は請求に基づき、感染症指定医療機関等へ支払う。~~
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の保健所に報告する。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

以下に定める受診者の区分に応じて検査一回当たりの金額を以下の通り定める。

区分	対象者	金額
A	・ 6 歳から(義務教育就学前) 70 歳までの者 ・ 70 歳以上の者のうち、現役並みの所得(標準報酬月額 28 万円以上又は課税所得 145 万円以上)を有する者 (医療保険 3 割負担相当の人)	(1) 5,850 円 (2) 4,500 円
B	・ 6 歳未満(義務教育就学前)の者 ・ 70 歳から 75 歳までの者 (医療保険 2 割負担相当の人)	(1) 3,900 円 (2) 3,000 円
C	・ 75 歳以上の者 (医療保険 1 割負担相当の人)	(1) 1,950 円 (2) 1,500 円

※(1)は検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合、(2)はそれ以外の場合。

- ~~○ なお、本補助事業は、PCR 検査が保険適用になることに伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨であることから、他の公費負担医療制度等により PCR 検査の実施による自己負担が増加しない受診者に対する検査の実施については、本補助事業の対象としない。~~

(3) **事務の変更(保医発 0325 第 9 号令和 2 年 3 月 25 日より)**

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査に係る
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて(一部改正)」(令和 2 年 3 月 25 日健感発 0325 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、感染症指定医療機関等が実施した PCR 検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)に係る自己負担に相当する金額について、令和 2 年 4 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関による当該金額の請求(以下「本請求」という。)に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

1 公費負担者番号欄について

(1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8桁）を記載すること。（別紙参照）

(2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号28の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第37条））と同様の取扱いとすること。なお、既存の法別番号28の公費負担医療と同時に記載する場合は、同公費負担医療の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定したPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料の合計点数を記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載すること。

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）によること。

5 実施時期

令和2年4月診療分（5月請求分）から実施すること。

別紙 公費負担者番号一覧は別紙参照

2 プログラム更新について

2020年3月11日に提供したパッチをプログラム更新処理により適用します。

バージョン 5.1.0 第20回

バージョン 5.0.0 第57回

3 マスタ更新について

2020年3月11日に提供しますのでマスタ更新処理により適用します。

- ・点数マスタ（検査）
- ・保険番号マスタ（940）

2020年3月31日に提供しますのでマスタ更新処理により適用します。

- ・保険者マスタ（公費負担者番号）
- ・保険番号マスタ（093） ※940は3月31日まで

(1) 点数マスタ

診療行為マスタ（検査）

160223350 SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託） 1800点

160223450 SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託以外） 1350点

(2) 病名マスタ

8850104 COVID-19

8850105 遺伝性乳癌卵巣癌症候群（新型コロナには無関係です）

(3) 保険番号マスタ

公費負担医療対応のため、公費番号 093「新型コロナ」を設定します。

(V02)-保険番号情報入力 - 医療法人 オルカ医院 [ormaster]

保険番号 093 支払区分 00 有効期間 R 2. 4. 1 ~ 99999999

法別番号 28 制度名 感染症予防・医療法（一類感染症等の入院）
短縮制度名 新型コロナ

保険公費種別区分 7 一般公費 法別番号チェック区分 1 チェックする
公費主保区分 1 主公費 検証番号チェック区分 1 チェックする
限定保険番号 1 受給者検証番号チェック区分 1 チェックする
2 条件-年齢開始 0 点数単価 10
3 年齢終了 999 レセプト請求 0 社保、国保、広域連合の場合に印刷
レセプト負担金額 1 10円未満四捨五入する
レセプト記載 0 負担上限未満記載あり

本人 家族 低所得 低年金

外来-負担区分		入院-負担区分	
回-負担割合	0	回-負担割合	0
回-固定額	0	回-固定額	0
回-上限額	0	回-上限額	0
日-上限額	0	日-上限額	0
日-上限回数	0	日-上限回数	0
月-院内-上限額	0	月-上限額	0
月-院外-上限額	0	月-上限回数	0
月-上限回数	0	日-食事助成額	0
薬剤負担区分	0 使用しない	食事療養費	3 患者負担なし

戻る 削除 タブ切替 登録

4 患者登録について

公費欄に負担者番号を入力（「093 新型コロナ」）、受給者番号は「9999996（7桁）」を入力して、「主保険＋新型コロナ」の組み合わせを登録します。

(P02)患者登録 - 患者登録 - 医療法人 オルカ医院 [ormaster]

00003 新型 コロナ 男 H 1. 4. 2 前回: R 2. 3. 6 旧姓

受付 基本情報 保険組合せ履歴 連絡先等 所得者情報 入力履歴 特記事項・レセプト分割 その他

カナ氏名 シンガタ コロナ 性別 1 男 死亡区分 通名

漢字氏名 新型 コロナ 生年月日 H 1. 4. 2 30才 0 カルテ発行なし 0 U・P指示なし 0 患者

保険者番号 01130012 保険の種類 009 協会 保険者名 全国健康保険協会東京支部

本人家族 1 本人 補助 継続

記号 0 所在地 中野区中野4-10-2

番号 9 中野セントラルパークサウス

資格取得日 H30. 4. 1 有効期間 H30. 4. 1 ~ 9999999 履歴 電話 03-6853-6111

被保険者名 新型 コロナ 確認年月日 R 2. 3. 6 未

番号	保険組合せ
0001	協会
	H30. 4. 1 ~ 9999999
0003	協会 新型コロナ
	R 2. 4. 1 ~ 9999999

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間	確認年月日	表示
28130599	093 新型コロナ	9999996	R 2. 4. 1 ~ 9999999	R 2. 3. 31	未 無
					未 無
					未 無

住所 01 内科

電話 自宅 連絡先 減免事由 00 該当なし 割引率 00 該当なし 入金方法 01 現金

世帯主名 新型 コロナ 続柄 状態 00 該当なし 00 該当なし 00 該当なし 出生時体重 g

領収・明細

禁忌

アレルギー

感染症

コメント

↑↓全 再発行 保険追加 公費追加 ←タブ切替 労災・自賠 主科設定 患者複写 禁忌薬剤

戻る クリア 前回患者 患者削除 保険組合せ 前↑ 次↓ タブ切替→ 氏名検索 予約登録 受付一覧 登録

5 診療行為入力について

公費「新型コロナ」を含まない保険組合せにより基本料等を算定します。
この部分は、自己負担が発生します。

下図の赤アンダーラインの部分で公費「新型コロナ」を含む保険組合せに切替指示をします。
これ以下にPCR検査を入力します。

[illegible]

※検査に関して診療報酬明細書（レセプト）の摘要欄にコメントが必要となります。

確認画面に進みます。

公費「新型コロナ」を含む保険組合せ部分でPCR検査に対する検査判断料を算定するようにします。

(K08)診療行為入力-診療行為確認 - 医療法人 オルカ医院 [ormaster]

00003 シンガタ コロナ 男 協会 (01130012) 30%

R 2. 4. 1 新型 コロナ H 1. 4. 2 30才 内科

番号	削除	診療区分	診療行為	点数×回数	計
####	##	##《協会 (01130012)》#####			
====	==	==<<内科 ドクター : >>=====			
1		.110	初診料	288 × 1	288
2		.600	検査 末梢血液一般検査	21 × 1	21
3	◎	.600	検査 血液学的検査判断料	125 × 1	125
####	##	##《協会 新型コロナ (01130012)》#####			
====	==	==<<内科 ドクター : >>=====			
4			コメント 実日数算定	× 1	
5		.600	検査 SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託)	1800 × 1	1800
6	◎	.600	検査 微生物学的検査判断料	150 × 1	150

初診算定日

最終来院日

未収金

合計点数
2,384

当月点数累計
2,384

保険適用点数

診察料 288

管理料

在宅料

投薬料

注射料

処置料

手術料

麻酔料

検査料 2,096

画像診断

リハビリ

精神専門

放射線

病理診断

プレビュー 削除剤番号

戻る 名称切替 登録

請求確認画面へ進みます。

P C R検査と微生物学的検査判断料は公費負担となり自己負担が発生しません。

(K03)診療行為入力-請求確認 - 医療法人 オルカ医院 [ormaster]

00003 シンガタ コロナ 男 0000 保険合計

R 2. 4. 1 新型 コロナ H 1. 4. 2 30才 01 内科

発行日 R 2. 4. 1 伝票番号

	保険分 (点)	自費分 (円)	その他自費			労災自賠保険適用分 (円)
			消費税なし	消費税あり		
初・再診料	288				薬剤一部負担	初診
医学管理等					老人一部負担	再診
在宅医療					公費一部負担	指導
投 薬					一部負担金計	その他
注 射						
処 置						
手 術						
麻 酔						
検 査	2,096					調整金 1
画像診断						調整金 2
リハビリ						今回診療分請求額
精神科専門						前回までの未収額
放射線治療						前回までの過入金額
病理診断						
						返金額 - *
合計点数	2,384				入金上限額: 1,300円	入金額 1,300 *
負担金額 (円)	1,300					合計入金額: 1,300
			消費税			合計未収額 0

入金方法 01 現金 入金の取扱い 1 今回請求分のみ入金

請求書兼領収書 1 発行あり 処方せん 1 発行あり 予約票 0 発行なし

(発行方法) 1 診療科・保険組合別に発行 薬剤情報 0 発行なし ドクター

診療費明細書 0 発行なし お薬手帳 0 発行なし U・P 0 U・P指示なし

戻る 調整 保険切替 診療料切替 一括入金 一括返金 一括入金返金 登録

〔保険切替〕ボタンで保険組合せ別の内容を確認できます。

(K03)診療行為入力-請求確認 - 医療法人 オルカ医院 [ormaster]

00003 シンガタ コロナ 男 0001 協会 (01130012) 30%

R 2. 4. 1 新型 コロナ H 1. 4. 2 30才 01 内科

発行日 R 2. 4. 1 伝票番号

	保険分 (点)		自費分 (円)		消費税		その他自費	労災自賠保険適用分 (円)						
	初・再診料	医学管理等 在宅医療	投 薬	注 射	処 置	手 術			麻 酔	検 査	画像診断	リハビリ	精神科専門	放射線治療
初・再診料	288								初診					
医学管理等 在宅医療									再診					
投 薬									指導					
注 射									その他					
処 置									調整金 1					
手 術									調整金 2					
麻 酔									今回診療分請求額		1,300			
検 査	146								前回までの未収額					
画像診断									前回までの過入金額					
リハビリ									返金額	-		*		
精神科専門									入金上限額: 1,300円	入金額	1,300	*		
放射線治療									合計入金金額:	1,300				
病理診断									合計未収額	0				
合計点数	434								入金方法	01 現金	入金の取扱い	1 今回請求分のみ入金		
負担金額 (円)	1,300								請求書兼領収書	1 発行あり	処方せん	1 発行あり	予約票	0 発行なし
									(発行方法)	1 診療科・保険組合せ別に発行	薬剤情報	0 発行なし	ドクター	
									診療費明細書	0 発行なし	お薬手帳	0 発行なし	U・P	0 U・P指示なし

戻る 調整 保険切替 診療料切替 一括入金 一括返金 一括入返金 登録

公費「新型コロナ」を含む保険組合せでは自己負担が発生しません。

(K03)診療行為入力-請求確認-医療法人 オルカ医院 [ormaster]

00003	シンガタ コロナ	男	0003 協会 新型コロナ (01130012)	
R 2. 4. 1	新型 コロナ	H 1. 4. 2	30才	01 内科
発行日 R 2. 4. 1	伝票番号			

その他自費

初・再診料	保険分(点)	自費分(円)	消費税なし	消費税あり	薬剤一部負担	労災自賠保険適用分(円)
医学管理等						初診
在宅医療						再診
投薬						指導
注射						その他
処置						
手術					一部負担金計	
麻酔						調整金 1
検査	1,950					調整金 2
画像診断						今回診療分請求額
リハビリ						前回までの未収額
精神科専門						前回までの過入金額
放射線治療						
病理診断						
						返金額 -
						*
合計点数	1,950				入金上限額 : 1,300円	入金額
負担金額(円)						0 *
			消費税		合計入金額 :	1,300
入金方法	01 現金		入金の取扱い	1 今回請求分のみ入金	合計未収額	0

請求書兼領収書 1 発行あり 処方せん 1 発行あり 予約票 0 発行なし
 (発行方法) 1 診療科・保険組合せ別に発行 薬剤情報 0 発行なし ドクター
 診療費明細書 0 発行なし お薬手帳 0 発行なし U・P 0 U・P指示なし

戻る 調整 保険切替 診療科切替 一括入金 一括返金 一括入金返金 登録

6 請求書、診療費明細書について

請求書の例です。

No.7
診療日 令和 2年 4月 1日

診療費請求書兼領収書

発行日 令和 2年 4月 1日

氏名 新型 コロナ様
患者番号 00003 内科
保険種類 協会
負担割合 3割

初・再診料	288点		円
医学管理等	点		円
在宅医療	点		円
投薬	点		円
注射	点		円
処置	点	自費小計	円
手術	点	自費消費税	円
麻酔	点		
検査	146点	自費計	円
画像診断	点		
リハビリテーション	点	公費一部負担金	円
精神科専門療法	点	調整金	円
放射線治療	点		
病理診断	点	今回請求額	1,300円
入院料等	点	前回請求額	0円
	点	合計請求額	1,300円
合計点数	434点	今回入金額	1,300円

保険分負担金額 1,300円
自費分負担金額 円

※領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管して下さい。
※領収証なき領収書は無効です。
※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する

東京都文京区本駒込2-28-16
医療法人 オルカ医院
電話 03-3946-0001

MEMO

No.8
診療日 令和 2年 4月 1日

診療費請求書兼領収書

発行日 令和 2年 4月 1日

氏名 新型 コロナ様
患者番号 00003 内科
保険種類 協会 新型コロナ
負担割合 0割

初・再診料	点		円
医学管理等	点		円
在宅医療	点		円
投薬	点		円
注射	点		円
処置	点	自費小計	円
手術	点	自費消費税	円
麻酔	点		
検査	1,950点	自費計	円
画像診断	点	公費一部負担金	円
リハビリテーション	点	調整金	円
精神科専門療法	点		
放射線治療	点	今回請求額	0円
病理診断	点	前回請求額	0円
入院料等	点	合計請求額	0円
	点	今回入金額	0円
合計点数	1,950点		

保険分負担金額 円
自費分負担金額 円

※領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管して下さい。
※領収証なき領収書は無効です。
※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都文京区本駒込2-28-16
医療法人 オルカ医院
電話 03-3946-0001

領収印

MEMO

8 PCR自己負担分請求について

(削除)

実施機関名	公費負担者番号				集計コード
	法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号	検証 番号	
北海道（札幌市、小樽市、函館市、旭川市を除く。）	2 8	0 1	0 5 0	2	28010502
札幌市	2 8	0 1	1 5 0	0	28011500
小樽市	2 8	0 1	2 5 0	8	28012508
函館市	2 8	0 1	3 5 0	6	28013506
旭川市	2 8	0 1	4 5 0	4	28014504
青森県（青森市、八戸市を除く。）	2 8	0 2	0 5 0	1	28020501
青森市	2 8	0 2	1 5 0	9	28021509
八戸市	2 8	0 2	2 5 0	7	28022507
岩手県（盛岡市を除く。）	2 8	0 3	0 5 0	0	28030500
盛岡市	2 8	0 3	1 5 0	8	28031508
宮城県（仙台市を除く。）	2 8	0 4	0 5 0	9	28040509
仙台市	2 8	0 4	1 5 0	7	28041507
秋田県（秋田市を除く。）	2 8	0 5	0 5 0	8	28050508
秋田市	2 8	0 5	1 5 0	6	28051506
山形県（山形市を除く。）	2 8	0 6	0 5 0	7	28060507
山形市	2 8	0 6	1 5 0	5	28061505
福島県（郡山市、いわき市、福島市を除く。）	2 8	0 7	0 5 0	6	28070506
郡山市	2 8	0 7	1 5 0	4	28071504
いわき市	2 8	0 7	2 5 0	2	28072502
福島市	2 8	0 7	3 5 0	0	28073500
茨城県（水戸市を除く。）	2 8	0 8	0 5 0	5	28080505
水戸市	2 8	0 8	1 5 0	3	28081503
栃木県（宇都宮市を除く。）	2 8	0 9	0 5 0	4	28090504
宇都宮市	2 8	0 9	1 5 0	2	28091502
群馬県（前橋市、高崎市を除く。）	2 8	1 0	0 5 0	1	28100501
前橋市	2 8	1 0	1 5 0	9	28101509
高崎市	2 8	1 0	2 5 0	7	28102507
埼玉県（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）	2 8	1 1	0 5 0	0	28110500
さいたま市	2 8	1 1	1 5 0	8	28111508
川越市	2 8	1 1	2 5 0	6	28112506
越谷市	2 8	1 1	3 5 0	4	28113504
川口市	2 8	1 1	4 5 0	2	28114502
千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く。）	2 8	1 2	0 5 0	9	28120509
千葉市	2 8	1 2	1 5 0	7	28121507
船橋市	2 8	1 2	2 5 0	5	28122505
柏市	2 8	1 2	3 5 0	3	28123503
千代田区	2 8	1 3	0 1 9	3	28130193
中央区	2 8	1 3	0 2 9	2	28130292
港区	2 8	1 3	0 3 9	1	28130391
新宿区	2 8	1 3	0 4 9	0	28130490
文京区	2 8	1 3	0 5 9	9	28130599
台東区	2 8	1 3	0 6 9	8	28130698
墨田区	2 8	1 3	0 7 9	7	28130797
江東区	2 8	1 3	0 8 9	6	28130896
品川区	2 8	1 3	0 9 9	5	28130995
目黒区	2 8	1 3	1 0 9	2	28131092
大田区	2 8	1 3	1 1 9	1	28131191
世田谷区	2 8	1 3	1 2 9	0	28131290

渋谷区	2	8	1	3	1	3	9	9	28131399
中野区	2	8	1	3	1	4	9	8	28131498
杉並区	2	8	1	3	1	5	9	7	28131597
豊島区	2	8	1	3	1	6	9	6	28131696
北区	2	8	1	3	1	7	9	5	28131795
荒川区	2	8	1	3	1	8	9	4	28131894
板橋区	2	8	1	3	1	9	9	3	28131993
練馬区	2	8	1	3	2	0	9	0	28132090
足立区	2	8	1	3	2	1	9	9	28132199
葛飾区	2	8	1	3	2	2	9	8	28132298
江戸川区	2	8	1	3	2	3	9	7	28132397
八王子市	2	8	1	3	2	4	9	6	28132496
町田市	2	8	1	3	3	0	9	8	28133098
東京都下（23区、八王子市、 町田市を除く。）	2	8	1	3	6	9	0	1	28136901
神奈川県（横浜市、川崎市、 横須賀市、相模原市、藤沢 市、茅ヶ崎市を除く。）	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504
新潟県（新潟市を除く。）	2	8	1	5	0	5	0	6	28150506
新潟市	2	8	1	5	1	5	0	4	28151504
富山県（富山市を除く。）	2	8	1	6	0	5	0	5	28160505
富山市	2	8	1	6	1	5	0	3	28161503
石川県（金沢市を除く。）	2	8	1	7	0	5	0	4	28170504
金沢市	2	8	1	7	1	5	0	2	28171502
福井県（福井市を除く。）	2	8	1	8	0	5	0	3	28180503
福井市	2	8	1	8	1	5	0	1	28181501
山梨県（甲府市を除く。）	2	8	1	9	0	5	0	2	28190502
甲府市	2	8	1	9	1	5	0	0	28191500
長野県（長野市を除く。）	2	8	2	0	0	5	0	9	28200509
長野市	2	8	2	0	1	5	0	7	28201507
岐阜県（岐阜市を除く。）	2	8	2	1	0	5	0	8	28210508
岐阜市	2	8	2	1	1	5	0	6	28211506
静岡県（静岡市、浜松市を除 く。）	2	8	2	2	0	5	0	7	28220507
静岡市	2	8	2	2	1	5	0	5	28221505
浜松市	2	8	2	2	2	5	0	3	28222503
愛知県（名古屋市、豊田市、 豊橋市、岡崎市を除く。）	2	8	2	3	0	5	0	6	28230506
名古屋市	2	8	2	3	1	5	0	4	28231504
豊田市	2	8	2	3	2	5	0	2	28232502
豊橋市	2	8	2	3	3	5	0	0	28233500
岡崎市	2	8	2	3	4	5	0	8	28234508
三重県（四日市市を除く。）	2	8	2	4	0	5	0	5	28240505
四日市市	2	8	2	4	1	5	0	3	28241503
滋賀県（大津市を除く。）	2	8	2	5	0	5	0	4	28250504
大津市	2	8	2	5	1	5	0	2	28251502
京都府（京都市を除く。）	2	8	2	6	0	5	0	3	28260503
京都市	2	8	2	6	1	5	0	1	28261501
大阪府（大阪市、堺市、東大 阪市、高槻市、豊中市、枚方 市、八尾市、寝屋川市、吹田 市を除く。）	2	8	2	7	0	5	0	2	28270502
大阪市	2	8	2	7	1	5	0	0	28271500
堺市	2	8	2	7	2	5	0	8	28272508
東大阪市	2	8	2	7	3	5	0	6	28273506

高槻市	2	8	2	7	4	5	0	4	28274504
豊中市	2	8	2	7	5	5	0	1	28275501
枚方市	2	8	2	7	6	5	0	9	28276509
八尾市	2	8	2	7	7	5	0	7	28277507
寝屋川市	2	8	2	7	8	5	0	5	28278505
吹田市	2	8	2	7	9	5	0	3	28279503
兵庫県（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、明石市を除く。）	2	8	2	8	0	5	0	1	28280501
神戸市	2	8	2	8	1	5	0	9	28281509
尼崎市	2	8	2	8	2	5	0	7	28282507
姫路市	2	8	2	8	3	5	0	5	28283505
西宮市	2	8	2	8	4	5	0	3	28284503
明石市	2	8	2	8	5	5	0	0	28285500
奈良県（奈良市を除く。）	2	8	2	9	0	5	0	0	28290500
奈良市	2	8	2	9	1	5	0	8	28291508
和歌山県（和歌山市を除く。）	2	8	3	0	0	5	0	7	28300507
和歌山市	2	8	3	0	1	5	0	5	28301505
鳥取県（鳥取市を除く。）	2	8	3	1	0	5	0	6	28310506
鳥取市	2	8	3	1	1	5	0	4	28311504
島根県（松江市を除く。）	2	8	3	2	0	5	0	5	28320505
松江市	2	8	3	2	1	5	0	3	28321503
岡山県（岡山市、倉敷市を除く。）	2	8	3	3	0	5	0	4	28330504
岡山市	2	8	3	3	1	5	0	2	28331502
倉敷市	2	8	3	3	2	5	0	0	28332500
広島県（広島市、呉市、福山市を除く。）	2	8	3	4	0	5	0	3	28340503
広島市	2	8	3	4	1	5	0	1	28341501
呉市	2	8	3	4	2	5	0	9	28342509
福山市	2	8	3	4	3	5	0	7	28343507
山口県（下関市を除く。）	2	8	3	5	0	5	0	2	28350502
下関市	2	8	3	5	1	5	0	0	28351500
徳島県	2	8	3	6	0	5	0	1	28360501
香川県（高松市を除く。）	2	8	3	7	0	5	0	0	28370500
高松市	2	8	3	7	1	5	0	8	28371508
愛媛県（松山市を除く。）	2	8	3	8	0	5	0	9	28380509
松山市	2	8	3	8	1	5	0	7	28381507
高知県（高知市を除く。）	2	8	3	9	0	5	0	8	28390508
高知市	2	8	3	9	1	5	0	6	28391506
福岡県（福岡市、北九州市、久留米市を除く。）	2	8	4	0	0	5	0	5	28400505
福岡市	2	8	4	0	1	5	0	3	28401503
北九州市	2	8	4	0	2	5	0	1	28402501
久留米市	2	8	4	0	4	5	0	7	28404507
佐賀県	2	8	4	1	0	5	0	4	28410504
長崎県（長崎市、佐世保市を除く。）	2	8	4	2	0	5	0	3	28420503
長崎市	2	8	4	2	1	5	0	1	28421501
佐世保市	2	8	4	2	2	5	0	9	28422509
熊本県（熊本市を除く。）	2	8	4	3	0	5	0	2	28430502
熊本市	2	8	4	3	1	5	0	0	28431500
大分県（大分市を除く。）	2	8	4	4	0	5	0	1	28440501
大分市	2	8	4	4	1	5	0	9	28441509
宮崎県（宮崎市を除く。）	2	8	4	5	0	5	0	0	28450500
宮崎市	2	8	4	5	1	5	0	8	28451508
鹿児島県（鹿児島市を除く。）	2	8	4	6	0	5	0	9	28460509
鹿児島市	2	8	4	6	1	5	0	7	28461507
沖縄県（那覇市を除く。）	2	8	4	7	0	5	0	8	28470508
那覇市	2	8	4	7	1	5	0	6	28471506